

能 代 市 ニ ツ 井 公 民 館
能代市ニツ井公民館ニツ井分館

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和 8 年 8 月
能 代 市

— 目 次 —

I	施設の概要	
1	名称及び所在地	1
2	施設の規模等	1
3	施設利用状況	2
4	条例で定める使用料	2
5	主な維持管理費の状況	2
6	現在の職員配置状況	2
7	使用料収入実績	2
II	管理運営の条件	
1	管理運営の基本方針等	2
2	指定予定期間	2
3	管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	3
5	利用料金	3
6	指定管理料	3
7	自主事業	4
8	行政財産使用許可の対応	4
9	駐車場敷地賃貸借の対応	4
III	申請の手続き	
1	申請者の資格要件	4
2	募集要項の配布	4
3	募集説明会	5
4	質問事項の受付及び回答	5
5	申請方法等	5
6	申請に際しての留意事項	7
7	ヒアリングの実施	7
IV	指定管理者候補者の選定	
1	選定等	7
2	選定審査対象からの除外	9
V	指定管理者の指定と協定の締結	
1	指定管理者の指定	9
2	協定の締結	9
3	協定締結の解除等	9
VI	指定後の留意点	
1	業務報告書の提出等	10
2	原状回復義務	10
3	個人情報の取扱い	10
4	損害賠償の義務	10
5	指定の取消し等	10
	《 スケジュール 》	11
	※ 施設平面図	
	※ 第4次能代市社会教育振興中期計画	

能代市では、能代市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び能代市公民館条例（平成１８年能代市条例第７７号）の規定に基づき、能代市二ツ井公民館及び能代市二ツ井公民館二ツ井分館（以下「施設」という。）を一括して管理する指定管理者を次のとおり募集します。

I 施設の概要

1 名称及び所在地

- ①名 称：能代市二ツ井公民館
所在地：能代市二ツ井町字下野家後４９番地
- ②名 称：能代市二ツ井公民館二ツ井分館
所在地：能代市二ツ井町字三千苺３番地３

2 施設の規模等

No.	名 称	建物構造	敷地面積	延床面積	備 考
①	能代市二ツ井公民館	鉄筋コンクリート造 及び鉄骨造ロ ン プーフ及びト ン 葺	施設 3,247.00 m ² 駐車場(裏) 2,295.09 m ²	2,063.75 m ²	
②	能代市二ツ井公民館二ツ井分館	木造 カー鉄板横葺	1,902.31 m ²	534.07 m ²	

〔主な施設内容〕（別添図面参照）

① 能代市二ツ井公民館

- （１Ｆ） ・事務室（８８．８６ｍ²） ・会議室（６１．９８ｍ²）
・研修室１～３（１１１．９３ｍ²）
・管理人室（１５．１２ｍ²） ・物品庫１～２（４８．６３ｍ²）
・機械室（４８．００ｍ²） ・多目的トイレ（大１、ベビーチェア１）
・男子トイレ（大３、小３） ・女子トイレ（大３）
- （２Ｆ） ・大会議室（２１６．３０ｍ²） ・和室１～４（１３２．４８ｍ²）
・調理実習室（９２．６７ｍ²） ・展示場（６６．６２ｍ²）
・男子トイレ（大３、小３） ・女子トイレ（大３）
- （講堂） ・ステージ（１５４．７７ｍ²） ・客席（２５５．２０ｍ²、３５２席）
・調光室（５９．００ｍ²） ・玄関ホール（７０．００ｍ²）
・控室（２１．００ｍ²） ・控室トイレ（大２、小２）
・男子トイレ（大２、小４） ・女子トイレ（大３）

（主要基盤）暖房設備、冷房設備（一部）、消防設備、電気設備、非常放送設備、非常照明設備

② 能代市二ツ井公民館二ツ井分館

- ・会議室 1～4 (99.36㎡) ・集会室 (105.99㎡)
- ・和室 1～3 (99.36㎡) ・調理実習室 (37.26㎡)
- ・管理人室 (9.93㎡) ・物置 1～4 (38.07㎡)
- ・男子トイレ (大1、小4) ・女子トイレ (大3)
- ・多目的トイレ (大1)

(主要基盤) 暖房設備、冷房設備 (一部)、消防設備、電気設備

3 施設利用状況 [別表1] のとおり P.12

4 条例で定める使用料 [別表2] のとおり P.13

5 主な維持管理費の状況 [別表3] のとおり P.15

6 現在の職員配置状況 [別表4] のとおり P.16

7 使用料収入実績 [別表5] のとおり P.16

II 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針等

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うものとします。

- ① 市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するものとする。
- ② 関係法令、条例、規則等を遵守すること。
- ③ 施設の設置目的に沿った事業の実施・管理運営を行うこと。
- ④ 公の施設であることを念頭に、利用者の平等な利用に配慮し、差別的取り扱いをしないこと。
- ⑤ 利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- ⑥ 効率的・効果的な管理運営に努めること。
- ⑦ 個人情報の保護について特に留意すること。
- ⑧ ごみの削減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

2 指定予定期間

指定の予定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

なお、指定の期間は、能代市議会の議決を経て正式決定となります。

3 管理の基準

別添「能代市二ツ井公民館及び能代市二ツ井公民館二ツ井分館指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)によります。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲は、次のとおりとします。（詳細は仕様書参照）

- ① ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の施設の使用許可、使用の制限及び使用許可の取消し等に係る業務
- ② ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の施設管理に係る業務
- ③ ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の施設及び設備の維持管理に係る業務
- ④ ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の施設の運営に係る業務
- ⑤ ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の施設の利用料金の収受等に係る業務
- ⑥ 業務報告等に係る業務
- ⑦ 公民館事業に係る業務
- ⑧ 社会教育事業に係る業務
- ⑨ 生涯学習に係る業務
- ⑩ 公民館運営審議会に係る業務
- ⑪ 秋田県公民館連合会及び能代市山本郡公民館連合会に係る業務
- ⑫ 前11号に掲げるもののほか、ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の管理に関し市長が必要と認める業務

5 利用料金

ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が直接収受し、指定管理者の収入として取り扱うこととします。

なお、利用料金は、条例で定める使用料の金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て決定することになります。

【利用料金参考額 1,094千円／年】

6 指定管理料

利用料金収入のほか、能代市から支払う指定管理料により、ニツ井公民館、ニツ井公民館ニツ井分館の管理運営、設置目的を実現するための事業を行っていただきます。指定管理料には、利用料金で不足する管理人・事務員等の人件費、光熱水費、保守点検料、施設警備費、事業実施経費、消耗品費、小破修繕料等が含まれます。

【指定管理料参考額 50,000千円／年】 [別表6] のとおり P.17

- ① 上記の金額は、参考額であり、実際の指定管理料は予算議決後に確定するため、これと異なる場合があることをご承知おきください。
- ② 上記の金額は、消費税率を10%として算出しています。今後、消費税率が変更された場合は、それに応じた指定管理料となります。
- ③ 指定管理料の額は、年度ごとに協定で定めます。また、支払いは、原則として四半期毎に行うこととします。
- ④ 利用料金収入及び指定管理料については、過不足による精算は行いません。ただし、天災、不可抗力等、指定管理者の責めによらない事由による場合は、協議することとします。
- ⑤ 上記の金額には、職員の賞与及びこれに係る社会保険料（事業主負担分）に充てるための費用が含まれます。当該費用の額は、指定管理者が対象となる職員に実際に支払う給料月額
の4.65月分を基準に見込んでいます。なお、当該費用は、上記④にかかわらず精算します。
- ⑥ 指定管理業務に係る経理は、その他の業務（指定管理者の固有業務等）に係る経理と区別

し、決算報告をしてください。入出金は専用の口座において管理してください。

7 自主事業

- ① 指定管理者は施設の設置目的を効果的に達成し、幅広い年齢層における利用者の拡大を図るため、自らの創意工夫やノウハウを活かし、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任により、施設を活用して自主事業を実施することができます。
- ② 自主事業に要する費用は指定管理料に含みませんが、自主事業により得た利益は指定管理者に帰属するものとします。

8 行政財産使用許可の対応

※自動販売機2台（二ツ井公民館1台、二ツ井分館1台）

上記の行政財産使用許可及び使用料の徴収に関する事務は、能代市が行います。上記使用許可箇所の光熱水費は、申請人の負担とし、指定管理者が一時全額立替払いした後、指定管理者が申請人に請求し、徴収するものとします。

9 駐車場敷地賃貸借の対応

二ツ井公民館裏の駐車場及び二ツ井分館の駐車場には、それぞれ借地が含まれていますが、借地に係る賃貸借の契約及び賃貸借料の支払に関する事務は、能代市で行います。

Ⅲ 申請の手続き

1 申請者の資格要件

施設の指定管理者の指定申請を行うことができるものは、下記の①から⑥の全ての要件を満たす団体とします。申請時点において法人その他の団体（以下「団体」という。）として未設立である場合は、申請できません。なお、団体に法人格は必要ありませんが、個人では申請できません。

- ① 能代市内に事業所等を有すること。
- ② 能代市の請負契約等の指名停止を受けていないこと。
- ③ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 集团的に、又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者及びこれと同等と認められる者
- ④ 会社更生法又は民事再生法による手続を行っていないこと。
- ⑤ 市税等を滞納していないこと。
- ⑥ 2年以内に指定管理者の指定を取り消されていないこと。

2 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和8年8月3日（月）午前8時30分から

令和8年9月11日（金）午後5時15分まで

※ 土・日・祝日を除く。

- ② 配布場所 能代市教育部生涯学習・スポーツ振興課公民館文化係
又は能代市ホームページ（生涯学習・スポーツ振興課のページ）からダウンロードしてください。

※ 郵送又はメールによる配布はしません。

3 募集説明会

- ① 説明会への出席を希望する場合は、事前に説明会参加申込書（様式第1号）を提出してください。

ア 提出期限 令和8年8月26日（水）午後5時15分まで

イ 提出先 能代市教育部生涯学習・スポーツ振興課公民館文化係

ウ 提出方法 直接持参するか、FAX、メール又は郵送にて提出してください。

- ② 説明会への参加者数は、1事業者につき2名までとします。

- ③ 説明会は、下記のとおり開催します。

ア 日時 令和8年8月28日（金）午前10時から11時まで

イ 場所 能代市二ツ井町庁舎 2階会議室

※ 説明会には、募集要項・様式等を持参してください。

4 質問事項の受付及び回答

- ① 本募集に関し、質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出してください。電話又は口頭による質問は受け付けません。

ア 受付期間 令和8年8月3日（月）午前8時30分から

令和8年9月18日（金）午後5時15分まで

イ 提出先 能代市教育部生涯学習・スポーツ振興課公民館文化係

ウ 提出方法 直接持参するか、FAX、メール又は郵送にて提出してください。

- ② 質問の回答は、質問書の受理後1週間以内を目安に、能代市ホームページに掲載します。その他の方法での回答は行いません。全ての質問について、質問団体名を伏せ一括して掲載しますが、事業所固有の情報等に係るものについては、個別に対応させていただく場合があります。

5 申請方法等

- ① 受付期間： 令和8年9月1日（火）午前8時30分から
令和8年9月18日（金）午後5時15分まで

※ 土・日・祝日を除く。

※ 申請書類は必ず持参のうえ提出してください。

- ② 提出場所： 能代市教育部 生涯学習・スポーツ振興課

- ③ 提出部数： 正本（原本）1部、副本（写し）14部

※ 正本には、代表者等の印・各種証証明書等の原本を添付し、副本には、その写しを添付してください。

- ④ 提出書類一覧： 次の一覧表の1～7を提出してください。

番号	項 目	提 出 書 類	様 式 等
	説明会参加申込書	所定の様式	様式第 1 号
	質問書	所定の様式	様式第 2 号
1	指定申請書	所定の様式	様式第 3 号
2	団体の概要等	所定の様式	様式第 4 号 様式第 4 号－ 2
3	事業計画書	所定の様式	様式第 5 号 様式第 5 号－ 2 様式第 5 号－ 3
4	収支計画書	所定の様式	様式第 6 号
5	定款又は寄附行為	最新のもの（写し可）	法人以外の団体に あっては会則等
6	法人登記簿謄本	最新のもの（写し可）	
7	決算書等	①直近 2 年間の決算関係書類 （貸借対照表、損益計算書） ②納税証明書 （団体に課税されている全ての市税 等について滞納がないことの証明）	①貸借対照表等 を作成していない団 体にあっては収支 決算書等 ②所在市町村の所 定の様式

※ 「納税証明書」については、添付の「税証明交付申請書」により、能代市税務課から証明書（滞納がないことの証明）の発行を受けてください。団体が能代市以外に所在する場合は、所在市町村の所定の様式により、課税されている全ての市税等について証明書（滞納がないことの証明）の発行を受けてください。

※ このほか、審査・選考にあたり資料の提出を求める場合があります。

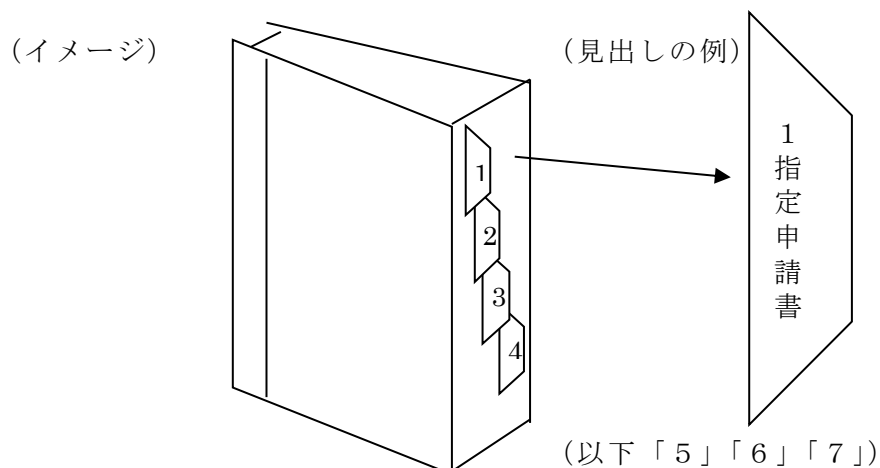
⑤ 提出書類の体裁

提出書類は、以下の要領で 1 部ずつファイル（紙製）に綴ってください。

ア 上記「④提出書類一覧」の番号順に綴り、項目毎に見出しをつけてください。また、ページ番号もつけてください。

イ 書類は A 4 サイズ（縦）とし、左綴じとしてください。

ウ 提出様式は、文字数、行数、文字間隔等は、任意とします。枠の拡大縮小も可としますので、提示した様式の枚数は制限する必要はありません。ただし、記載すべき事項が欠けないようにしてください。



6 申請に際しての留意事項

- ① 提出期限後においては、提出書類の内容変更は認めません。
- ② 提出すべき書類のほかは、能代市から追加提出の指示があったもの以外の資料の提出は認めません。
- ③ 提出書類は、理由の如何にかかわらず、返却しません。
- ④ 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください（様式任意）。
- ⑤ 提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市が指定管理者の選定公表にあたって、その全部又は一部を無償で（複製）使用できることとします。
- ⑥ 指定管理者候補者の選定結果として、候補者名、評価点、選定理由、審査講評を公表します。また、候補者の提出書類、選定委員会の会議の概要については、能代市情報公開条例に定める非公開情報を除き公開します。
- ⑦ 申請及びヒアリング等に要する費用は、全て申請者の負担とします。
- ⑧ 施設の実地見学を希望する場合は、事前に市に連絡をした上で、職員立ち会いの下、見学してください（連絡先は、P.11 に記載）。

7 ヒアリングの実施

指定管理者候補者の選定にあたり、能代市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によるヒアリングを行います。ヒアリングの内容は、申請団体による提出書類の説明と選定委員会による質疑応答を予定しています。日程につきましては、募集期間終了後に申請団体へ通知します。

なお、ヒアリングの順番は、原則として申請順とします。

IV 指定管理者候補者の選定

1 選定等

申請書類受理後、資格要件及び提出書類の確認を行います。

その後、選定委員会において、提出された事業計画書等の内容に基づきヒアリングを行い、下記により審査を行った結果、最も評点が高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。

なお、選定の結果は、各申請者に対し通知するほか、公表することとします。

（採点基準）

評 価	評 価 基 準	点数
A （非常に良い）	施設の設置目的及び管理運営の条件（以下「条件等」という。）を理解し、具体的かつ発展的な計画である。	5
B （良い）	条件等を理解し、具体的な計画である。	4
C （要一部改善）	具体的な計画であるが、条件等の理解や内容が一部不足している。	3
D （不足）	計画が抽象的である。記載すべき内容が不足している。	2

E (不適)	条件等を理解していない。記載すべき内容と異なる。	1
F (無記載)	記載がない。	0

(配点を10点、20点、30点としたものは、上記点数をそれぞれ2倍、4倍、6倍する。)

(選定基準項目等)

項 目 及 び 着 眼 点		配点
①施設の管理運営にあたっての理念、基本的考え方について		
	公の施設であるという認識があるか。	10
	施設の設置目的を理解しているか。	10
②施設の効用を発揮するためのサービス向上の取組みについて		
	開館時間、休館日について、市民ニーズに応えるよう工夫しているか。	20
	その他、サービス向上のための適切な取組が具体的に考えられているか。	20
③施設の管理経費の縮減に係る取組みについて		
	経費の節減の内容、手法が具体的に示され、適切なものであるか。	20
	収支計画に、具体的に経費の節減効果が反映されているか。	20
④職員の配置計画等について		
	現従事者の雇用及び地域性に対する配慮がされているか。	20
	適正な職員体制が組まれているか。	10
	労働時間等、労働関係法規を遵守した勤務形態、勤務条件となっているか。	10
⑤公平、平等な利用に係る取組みについて		
	施設の使用申込の受付、使用許可及びサービス提供等を公平、平等に実施する手法が示されているか。	20
⑥利用者要望の把握と業務への反映方法及び苦情処理の対応について		
	利用者要望を把握し、業務へ適切に反映させる手法が示されているか。	10
	苦情処理の対応が示されているか。	10
⑦危機管理、衛生管理、個人情報保護に対する取組みについて		
	衛生管理・危機防止対策について具体的に計画されているか。	10
	非常時・緊急時における対応が具体的に計画されているか。	10
	利用者の個人情報保護のための措置が具体的に講じられているか。	10
⑧団体の経営状況等について		
	団体の経営方針等は公の施設の管理運営に相通ずるところがあるか。	10
	財務状況等、安定的に管理運営できる能力が認められるか。	10
	団体の業務、経営状況等を外部に公表しているか。	10
⑨二ツ井公民館に係る事業等に対する取組みについて		
	公民館事業（市民生活のための教育、学術及び文化に関する事業等）への考え方や内容が適切で具体的であるか。	30
	公民館運営審議会の答申、意見等を適切に反映させる手法が示されて	10

	いるか。	
⑩社会教育事業に対する取組みについて		
	社会教育振興中期計画を運営に適切に反映させる手法が示されているか。	20
	社会教育主事の配置及び職員の資質向上の適切な取組みが示されているか。	10
総配点		310

2 選定審査対象からの除外

申請者が下記の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外します。

- ① 申請者が資格要件に該当しないことが判明した場合
- ② この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 本募集について複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 本件業務に関係する本市職員及び選定委員と接触し、不当な要求等を申し入れた場合又は不正に情報を入手しようとした場合
- ⑤ 提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合

V 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、令和8年12月議会（予定）で議決を得て、正式に指定管理者に指定されます。

2 協定の締結

上記指定後、能代市と指定管理者は、施設の管理に関する細目的事項を協議し、協定を締結することとします。協定の主な内容（予定）は、下記のとおりです。

- ① 管理業務に関する事項
- ② 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- ③ 管理の業務に関し保有する個人情報保護に関する事項
- ④ 権利義務の譲渡の禁止に関する事項
- ⑤ 事業計画及び事業報告書等の提出に関する事項
- ⑥ 損害賠償に関する事項
- ⑦ 利用料金に関する事項
- ⑧ 管理業務の引継に関する事項
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 協定締結の解除等

指定管理者が管理の開始日までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、協定の締結をしない又は協定を解除することがあります。

- ①財務状況の悪化その他の事由により事業の履行が確実ではないと認められるとき。

②社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として不適当と認められるとき。

VI 指定後の留意点

指定管理者は、本要項に定める業務の実施のほか、条例及び規則に従い、次の事項について留意してください。詳細は協定において定めます。

1 業務報告書の提出等

- (1) 毎年度終了後30日以内に次の事項を記載した事業報告書を提出していただきます。
 - ① 指定管理業務の実施状況及び利用状況
 - ② 利用料金その他の収入の状況
 - ③ 指定管理業務に係る経費の収支状況
 - ④ 主催事業等の実施状況
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 毎月10日までに、前月分の次の事項に係る報告書を提出していただきます。
 - ① 管理業務の実施状況
 - ② 利用状況及び利用料金その他の収納状況
 - ③ 主催事業等の実施状況
 - ④ その他必要事項
- (3) (1)(2)のほか、必要に応じて管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は臨時に報告を求め、また実地調査を行い、必要な指示をする場合があります。
- (4) 毎年度、モニタリングにより施設の管理状況及び指定管理業務の実績を評価し、結果を公表します。

2 原状回復義務

指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により、施設を管理しないこととなった場合は、施設及び設備を速やかに原状に回復していただきます。

3 個人情報の取扱い

指定管理者及び施設の業務に従事している者は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し、知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用することを固く禁じます。指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により職務を退いた後も同様とします。

4 損害賠償の義務

やむを得ない理由があるときを除き、指定管理者が故意又は過失により施設又は設備を損壊、滅失したときは、これによって生じた損害を賠償していただきます。

5 指定の取消し等

- (1) 指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
 - ① 条例、規則の規定に違反したとき。
 - ② 協定の内容に違反したとき。

- ③ 市の指示に従わないとき。
- ④ 当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- (2) 上記の取消し等の場合において指定管理者に生じた損害については、能代市は責任を負いません。

《スケジュール》

年 月 日	内 容
8年 8月 3日 (月)	募集要項配布開始
8年 8月 26日 (水)	説明会参加申込期限
8年 8月 28日 (金)	説明会
8年 9月 1日 (火)	
8年 9月 11日 (金)	応募受付
8年 9月 18日 (金)	
8年 10月中旬～下旬	選定委員会（選定委員会委員によるヒアリング）
8年 11月中旬	選定結果通知
8年 12月	能代市議会へ議案提出
議決後、 協定書締結 → 引継業務 → 指定管理開始（令和9年4月1日）	

【書類等の提出先】

〒018-3192

能代市二ツ井町字上台1番地1

能代市教育部 生涯学習・スポーツ振興課 公民館文化係

TEL 0185-73-5052

FAX 0185-73-6459

E-mail : shou-supu@city.noshiro.lg.jp

(別表 1) 施設利用状況

			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニッ井公民館					
開館日数			358日	358日	359日
公民館	件数		333件	398件	392件
	利用者数		5,987人	10,055人	9,213人
講堂 (休止中)	件数		0件	0件	0件
	利用者数		0人	0人	0人
公民館祭 (展示) (発表)	来場者数		202人	364人	253人
	来場者数		休止	休止	休止
ニッ井公民館ニッ井分館					
開館日数			358日	358日	359日
公民館	件数		812件	773件	761件
	利用者数		7,361人	8,199人	7,668人

※公民館祭の展示は 3 日間、発表は講堂の使用休止に伴い実施していない。

〔別表2〕条例で定める使用料

■ 能代市ニツ井公民館

(単位:円)

区 分		一般利用の場合			能代市公民館条例第9条第1項 ただし書きにより認められた団体		
		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00
基本 使用 料	会議室	620	1,030	1,210	310	510	600
	研修室①	460	770	940	230	380	470
	研修室②	310	520	600	150	260	300
	研修室③	310	520	600	150	260	300
	調理実習室	930	1,550	1,810	460	770	900
	和室①	310	520	600	150	260	300
	和室②	310	520	600	150	260	300
	和室③	310	520	600	150	260	300
	和室④	310	520	600	150	260	300
	大会議室	1,850	3,090	3,620	920	1,540	1,810
	ホール	4,940	8,240	9,640	2,470	4,120	4,820
追加使用料	冷暖房使用料	基本使用料に100分の50を乗じた額。ただし、冷房は、ホール及び大会議室					
営利を伴うものの使用料	市内業者は、基本使用料2倍の額に追加使用料を加えた額						
	市外業者は、基本使用料4倍の額に追加使用料を加えた額(市内企業等を通しての使用は、市外業者とみなす。)						
入場料その他に類するものを徴する場合の使用料		基本使用料に次の割合を加算した額。ただし、2種類以上の場合はその最高額を基準とする。 (1) 100円以上500円未満 100分の30 (2) 500円以上1,000円未満 100分の50 (3) 1,000円以上 100分の100					
特設 器具 使用 料 (ホー ル)	音響 設備	一般利用の場合		能代市公民館条例第9条第1項 ただし書きにより認められた団体			
		器具別	使用料	器具別	使用料		
		拡声装置(マイク1本含む)		1,030	拡声装置(マイク1本含む)		510
		ワイヤレスマイク(1本)		100	ワイヤレスマイク(1本)		50
		ワイヤードマイク(1本)		100	ワイヤードマイク(1本)		50
		カセットテープデッキ		210	カセットテープデッキ		100
		CDプレーヤー		350	CDプレーヤー		170
		MDレコーダー		350	MDレコーダー		170
	照明 設備	ピンスポットライト(1台)		100	ピンスポットライト(1台)		50
		サイドスポットライト(1台)		100	サイドスポットライト(1台)		50
	その 他	ピアノ		2,060	ピアノ		1,030
		各種プロジェクター(1台)		210	各種プロジェクター(1台)		100

- 1 使用料合計の10円未満は切り捨てる。
- 2 使用時間の延長又は繰り上げの使用料は1時間につき各室1時間当たりの単価を加算する。
- 3 仕込み、練習、準備等のためホール舞台のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の100分の50とする。
- 4 特設器具の使用料は、1回あたりの使用料とし、午前、午後、夜間における使用をそれぞれ1回として計算する。なお、ピアノ使用料には調律は含まれない。

■ 能代市ニツ井公民館ニツ井分館

(単位:円)

区 分		一般利用の場合			能代市公民館条例第9条第1項 ただし書きにより認められた団体		
		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00
基本 使用 料	会議室①	310	520	600	150	260	300
	会議室②	460	770	940	230	380	470
	会議室③	310	520	600	150	260	300
	会議室④	310	520	600	150	260	300
	調理実習室	930	1,550	1,810	460	770	900
	集会室	620	1,030	1,210	310	510	600
	和室①	310	520	600	150	260	300
	和室②	310	520	600	150	260	300
	和室③	460	770	940	230	380	470
追加使用料 冷暖房使用料		基本使用料に100分の50を乗じた額。					
入場料その他に類するものを徴する場合の使用料		基本使用料に次の割合を加算した額。ただし、2種類以上の場合はその最高額を基準とする。 (1) 100円以上500円未満 100分の30 (2) 500円以上1,000円未満 100分の50 (3) 1,000円以上 100分の100					

使用料合計の10円未満は切り捨てる。

〔別表3〕主な維持管理費の状況

■能代市二ツ井公民館

●光熱水費、燃料費等の状況

(単位:円)

項 目	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
電気料	年	1,959,460	1,869,681	1,901,577	
水道料	年	116,952	119,889	132,319	井戸水、H28～料金発生
燃料費(ガス)	年	41,841	43,365	39,683	
燃料費(重油)	年	0	0	0	H27で廃槽
燃料費(灯油)	年	416,423	416,615	549,575	
燃料費(ガソリン)	年	11,545	7,192	4,897	
電話代	年	207,558	210,821	215,807	H27～光回線含む
計		2,753,779	2,667,563	2,843,858	

●各種保守点検、その他の状況

(単位:円)

項 目	区分	金額(7年度)	備考
施設清掃委託料			
浄化槽保守点検清掃等業務委託	年	611,776	
貯水槽清掃業務委託	年	44,000	
汚水・排水管清掃業務委託	年	46,200	
ワックス清掃業務委託	年	185,955	
施設管理委託料			
特殊建築物設備点検業務委託(非常用照明)	年	93,588	
特殊建築物設備点検業務委託(建築物点検)	年	0	隔年につきR7実績なし
電気保安管理業務委託	年	232,320	
自動火災報知設備点検業務委託	年	138,600	
消防設備及び防火対象物保守点検業務委託	年	94,600	
ボイラー冷暖切換業務委託	年	0	実績なし
舞台照明機器設備保守点検業務委託	年	302,500	
舞台吊物設備保守点検業務委託	年	547,800	
自動ドア保守点検業務委託	年	44,000	
昇降機保守点検業務委託	年	118,800	
警備保障業務委託	年	356,400	H27.10.1～委託
行動屋根雪下ろし	年	49,500	
計		2,866,039	

■能代市二ツ井公民館二ツ井分館

●光熱水費、燃料費等の状況

(単位:円)

項 目	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
電気料	年	538,590	674,606	704,912	
水道料	年	136,477	97,482	95,051	H28.1～簡水切替
燃料費(ガス)	年	37,375	35,976	34,684	
燃料費(灯油)	年	178,002	305,570	239,866	
電話代	年	39,083	37,828	38,064	
計		929,527	1,151,462	1,112,577	

●各種保守点検、その他の状況

(単位:円)

項 目	区分	金額(7年度)	備考
施設清掃委託料			
浄化槽保守点検清掃等業務委託	年	109,175	
汚水・排水管清掃業務委託	年	27,500	
ワックス清掃業務委託	年	61,215	
施設管理委託料			
自動火災報知設備点検業務委託	年	57,200	
消防設備及び防火対象物保守点検業務委託	年	35,200	
自動ドア保守点検業務委託	年	62,700	
警備保障業務委託	年	290,400	H27.10.1～委託
計		643,390	

※その他の経費

●消耗品費

(単位:円)

施設名	項目	区分	金額(7年度)	備考
二ツ井公民館	事務用	年	332,099	
	施設管理用	年	368,323	
	舞台設備用	年	0	
二ツ井公民館二ツ井分館	事務用	年	23,392	
	施設管理用	年	97,319	
計			821,133	

●施設修繕料:小破修繕(30万円以下)

(単位:円)

施設名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		備考
二ツ井公民館	3件	242,495	9件	734,591	10件	684,783	
二ツ井公民館二ツ井分館	1件	172,700	4件	425,645	8件	484,000	
計	4件	415,195	13件	1,160,236	18件	1,168,783	

●負担金等

(単位:円)

施設名	件名	区分	金額(7年度)	備考
二ツ井公民館	社会保険協会費	年	9,700	
計			9,700	

〔別表4〕現在の職員配置状況

施設名	職員等人数	勤務時間	備考
二ツ井公民館	館長1	月～金 8:30～17:30	
	職員2	月～金 8:30～17:30	
	管理人3	日～土 8:30～15:30 15:00～22:00	3名で輪番制
二ツ井公民館二ツ井分館	管理人3	日～土 8:30～15:30 15:00～22:00	3名で輪番制
	清掃作業員1	月火木金土 9:00～12:00	

〔別表5〕使用料収入実績

(単位:円)

施設名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
二ツ井公民館	653,430	766,950	652,820	
二ツ井公民館二ツ井分館	446,410	361,650	398,570	
計	1,099,840	1,128,600	1,051,390	

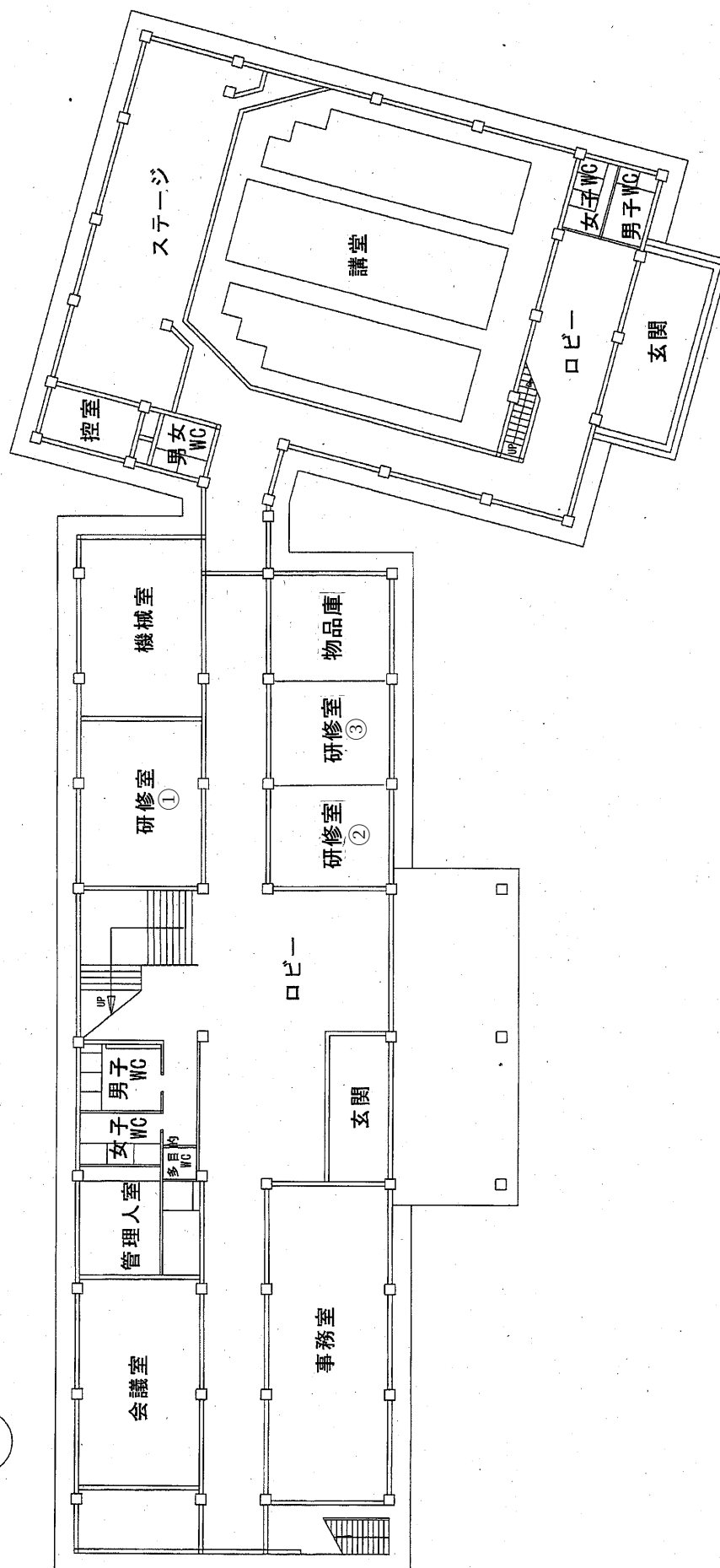
(別表6) 指定管理料参考額

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
	人件費	36,592,000	
	賃金	31,547,000	職員10人分（正規3人、非正規7人）
	社会保険料	5,045,000	
	活動事業費	200,000	文化祭等事業費 200,000円
	旅費	40,000	研修等旅費 40,000円
	需用費	4,277,118	
	消耗品	433,754	施設管理用 302,754円 駐車場用ペンキ 41,000円 冬囲い用消耗品 10,000円 事務用消耗品 75,000円 公用車用消耗品 5,000円
	燃料費	832,458	ガス 70,583円 灯油 747,635円 公用車用ガソリン 7,944円 除雪機用軽油 6,296円
	光熱水費	2,495,016	電気 2,283,449円 水道 211,567円
	修繕料	515,890	施設分 400,000円 公用車分 75,890円 除雪機分 40,000円

年間維持
管理費用
(税抜き)

役務費	730,462	
通信運搬費	362,772	電話料 227,172円 フレッツ光回線料 105,600円 公衆電話回線料 30,000円
手数料	298,000	浄化槽法定検査 21,000円 防火対象物点検 120,000円 ピアノ調律 16,000円 白布、座布団カバークリーニング 10,000円 公用車分 7,800円 除雪機分 51,200円 健康診断10人分 72,000円
保険料等	69,690	自動車保険 52,150円 自賠責保険(R10) 17,540円
委託料	3,429,084	貯水槽清掃 43,000円 浄化槽保守点検清掃 696,084円 汚水排水管清掃 67,000円 ワックス清掃 277,000円 特殊建築物設備点検（建築、非常用照明） 192,800円 自動火災報知機設備点検 184,000円 消防設備保守点検 197,000円 舞台照明機器設備保守点検 320,000円 舞台吊物設備保守点検（3回） 190,000円 自動ドア保守点検 93,000円 昇降機保守点検 116,000円 自家用電気工作物保安管理 241,200円 機械警備 612,000円 屋根雪下ろし業務 200,000円
使用料及び賃借料	455,072	パソコン機器リース 171,600円 テレビ受信料 30,000円 コピー使用料 47,072円 印刷機レンタル料 84,000円 AEDリース料 122,400円

	公課費	6,000	公用車重量税 6,000円
	小計①	45,729,736	
	一般管理費②	685,946	小計①*1.5%
利用料 収入等 (税抜き)	その他の収入	993,888	
	小計③	993,888	
指定管理料参考額（税抜き）④		45,421,794	①+②-③
指定管理料参考額（税込み）		49,963,973	④*1.1



ニッ井公民館 1階平面図



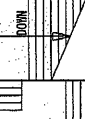
水槽室

調理実習室

準備室

女子 WC

男子 WC



大会議室

ホール

和室

講堂
(吹抜)

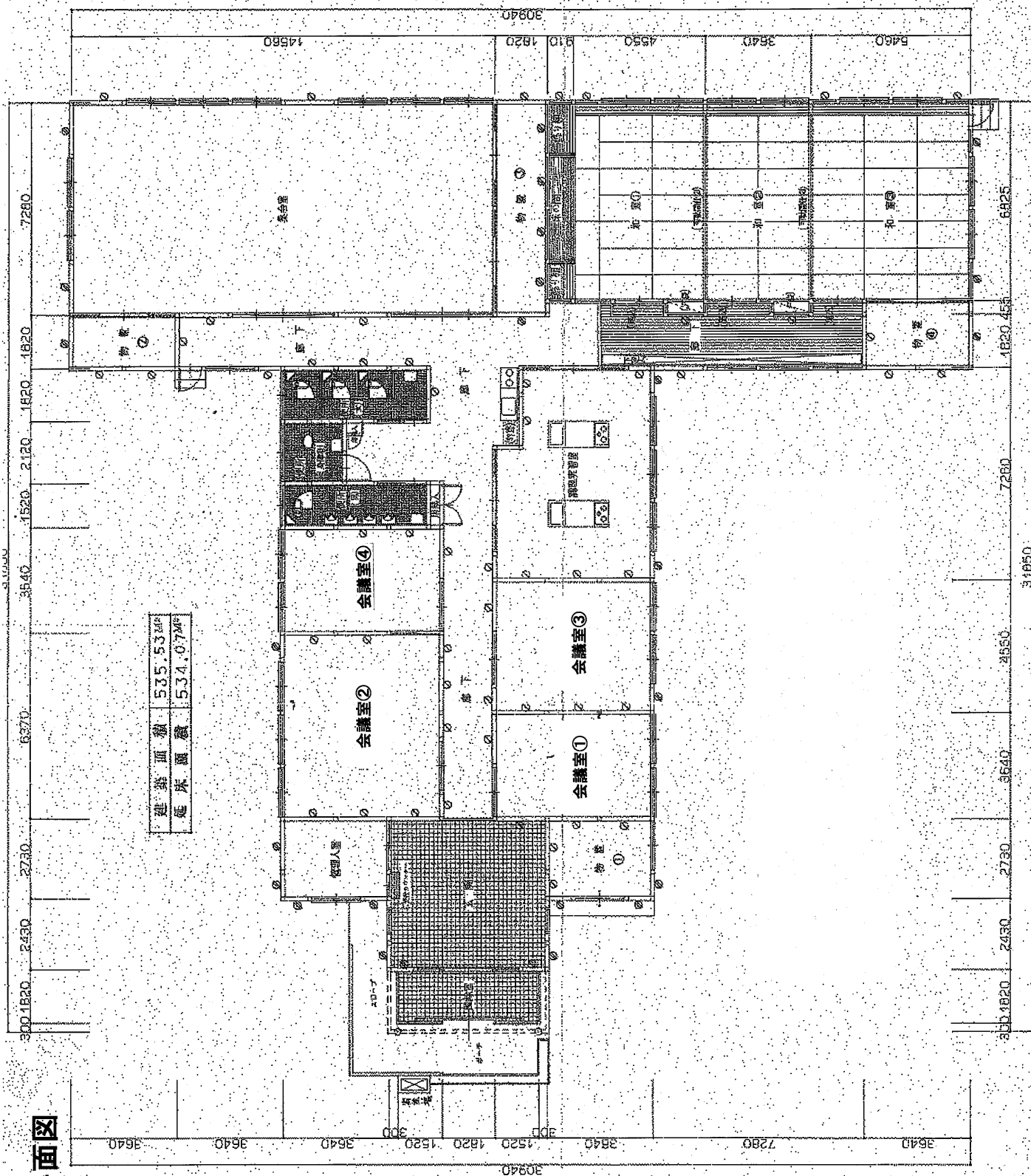
吹抜

調光室

キャット
ウォーク

物置

二ツ井分館 平面図



1957-58